



kusabue. 明日をきり拓く

# くさぶえ

第165号

2023.4.15



適用範囲 ●(1)分館支援事業所 (052) ●生活介護事業所  
草園共同作業所 ●がすか  
はまおか作業所 ●はまおか作業所 ●つばき作業場 ●障害支援施設  
だいたう作業所 ●菊川市

## 春 爛 漫



発行 社会福祉法人 草笛の会

〒437-1521 静岡県菊川市上平川7の1

TEL (0537) 73-4665 FAX (0537) 73-5337

<http://kusabuenokai.org/>  
E-mail [swc-kusabue\\_kai@cy.tnc.cy.jp](mailto:swc-kusabue_kai@cy.tnc.cy.jp)





ごあいさつ

社会福祉法人草笛の会

理事長 鈴木 吾朗

新緑の候、皆様方におかれましてはご健勝の事とお喜び申し上げます。コロナ禍の中草笛の会の事業につきまして力添え、ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

三年間は事業も思うようにできず近隣市町においては3密を避けイベントや集会を自粛し感染予防に努めひたすらコロナ収束に向けておりました。当法人もボランティアの皆様をはじめ行政・各団体の皆様に支えられて行われていたくさぶえの祭典、地域交流会（クリスマス会）も自粛し仲間達も残念な気持ちであります。が致し方ないところでした。

自然界は何事もなかったように春夏秋冬の節目であります。春を迎え草花の目に焼き付くような躍動感を感じる季節で令和五年度を迎えることができました。WBCでも満員の球場でメキシコ戦の村上選手の手のサヨナラ二塁打アメリカ戦の大谷選手の三振による締めで日本中の皆さんが一つになった歓喜を覚えたのも記憶

に新しいところでした。入場制限・移動制限も解けたこの頃ですがコロナウイルスの感染も減少し、今年では以前のようには当法人の事業も開催できるのではと期待し、心情的には暑さを避け九月第三土曜日に開催し参加の皆様の高評価を得ましたが三年という空白ができ歯がゆく思っていますので、是非とも実現できるように願うところであります。人間社会は多くの皆様と関わりを持ち群れをなし一人では生きてゆけないものだと思います。五月頃になれば先が見えてくるのではないかと思っております。実現できる運びとなりましたら多くの皆様にお越しいただき仲間達を励ましていただければ幸いです。皆様をはじめ多くの笑顔が見られることを願うとともに職員と一緒に人権擁護に努め明るく頑張ってください。今までと変わらぬご支援ご指導をお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

## 日々の日課のご紹介

はまおか作業所生活支援員  
渡辺 大輔

はまおか作業所の生活介護の利用者の方の日課に、玄関前の花壇の水やりがあります。この花壇は、2年前の生活介護事業の立ち上げの際には、雑草も生い茂り、何もない状況でした。その後、作業所の利用者の父兄の方から花苗の提供があり、その後、生活介護の利用者の方と職員で水やりをして、ここ最近、色鮮やかな花が咲きました。

はまおか作業所の生活介護事業も、この花壇のよう利用の方やご父兄の方々の協力の元、少しずつ彩りが出てこうとしています。生活介護事業にも春には新しい利用者の方を迎え、職員、利用者ともに新たな気持ちで新生活のスタートを心待ちにしています。



## 春を探しに

かすが生活支援員 山元 さくら

暖かい日が増えてきました。かすがの利用者さんは毎日元気に作業や特別プログラムなどを頑張っています。活動のプログラムの中にウォーキングを取り入れ、精神の安定を図ることや気分転換を目的として行っています。すぐ近くには、広い土手があり菊川が流れていてとても気持ちがいいです。菜の花畑や桜並木もあり、春を存分に楽しめます。長距離ウォーキングへ行くことが難しい利用者さんも、時々外に出てロータリーの花壇や春日神社までのんびり歩きます。ロータリーの大きな桜が咲くのが毎年楽しみです、いつも全員で記念撮影をして廊下に飾っています。





## 鈴与菊川バイオガスパラントの 施設見学 ～廃棄パンが電気に！～

草笛共同作業所サービス管理責任者 鈴木宏明



去る3月13日に、

菊川市西方にある  
鈴与菊川バイオガ  
スパラントの施設  
見学を行いました。

令和5年2月に  
契約を締結し、3  
月から当事業所  
パン工房から出る  
廃棄食材を資源と  
して提供させて頂

いています。この施設では、鈴与商事様の関  
連する食品工場・農業法人から排出される  
廃棄物を発酵させてその際生じるガスを電  
気に変えるという先進的な取り組みをされ  
ています。地域連携の一環として、市内給食  
センターや市民病院からの廃棄食材等も受  
け入れており、今回、草笛共同作業所も環境  
推進の観点から参画致しました。当日は先  
方の社員様が丁寧に仕組みを教えてください、プラント内部も  
間近で拝見させて  
頂け、参加した利用  
者さんも興味津々  
で色々質問をし  
ていました。今後も、  
循環型社会の一翼  
が担えるよう、地域  
との連携を深めて  
参りたいと思いま  
す。



## ありがとうの笑顔でいっぱい

つばき作業場生活支援員 朝倉淑子

つばき作業場では、地域の方々  
との交流をとっても大切に考えて活  
動しています。

月に三度のパン販売は、お客様、  
利用者さん、職員ともに笑顔があ  
ふれる活動になっています。

また地域清掃活動では、周辺道  
路のゴミ拾いを行っており、地域  
の方とお会いすると、「こんにち  
は」と、挨拶を交わします。そんな  
当たり前のことがとてもうれしく、  
感謝の気持ちでいっぱいです。ア  
ルミ缶の回収にもたくさん地域の  
の方々が協力してくれています。

地域の方との温かい交流が、つ  
ばき作業場をありがとうの笑顔で  
いっぱいにしてくれています。



## 鬼退治をしました

ウエルくさぶえ生活支援員 鳴原良之

ウエルくさぶえでは、2月10日に一週間遅れの豆ま  
きを行いました。豆は、利用者さん一人一人が新聞紙を  
丸めて作った手作りの物を使用し出来上がった際には、  
窓際に向かって試し投げ  
を行う利用者さんも見ら  
れました。



当日は、自分の中にある  
退治したい鬼を挙げても  
らう中、鬼が登場し、一人  
一人の名前を呼びながら  
近づいて行きました。近づ  
いてきた鬼に向かって利  
用者さん一人一人が懸命  
に豆を投げ、鬼退治に奮闘  
していました。なかには興  
奮して大きな声を出しな  
がら逃げ迷う利用者さん  
の姿も見られましたが、鬼が  
逃げ出し鬼退治を行う事  
ができました。鬼退治後は、  
みんな満足そうな表情が  
伺えました。その後、全体  
写真を撮り豆まきは終了。  
ひと時の時間でしたが、利  
用者さん一人一人に思い出が  
残る時間を過ごせたので  
はないかなと思います。最後  
にお楽しみ時間の時間があ  
り、太巻き弁当をみんなで食  
べました。鬼退治を行った後  
なので、美味しいお弁当を  
笑顔で「おいしい」と感想  
出し合いながら食べていま  
した。

今年の鬼退治は、終了です。一年、みんなが元気に過  
ごせるようみんなで協力して頑張っていきたいと思  
います。



## 余暇イベントの紹介

菊川寮生活支援員 尾堤麻依

菊川寮Bユニットでは毎月様々な余暇イベントを行っており、そのイベントの一つ、2月のお誕生日会について紹介させていただきます。

2月のお誕生日会は、特別なご飯が食べたい！との希望があった為、お店選びから相談してマクドナルドとガストに決定しました。テイクアウトのチラシを見ながら、沢山悩んで食べたいものを決めました。当日は、午前中にサラダも作り、ワクワクしながら昼食を待ちました。感染症予防の観点から、男性・女性別々での誕生日会となりましたが、皆さまのいい笑顔を見せて頂けたと思います。今後も楽しいイベントを開催させていただきます。



## 卒業おめでとう

ふれんずつばさ指導員 内藤玲

つばさでは3月30日に卒業パーティーを行いました。今年度つばさを卒業する児童は3名いました。今年度は昨年度同様にクッキーづくりを行いました。午前中に児童みんなでクッキーの型抜きを行い、卒業される児童には卒業記念として児童の好きなものの大きなクッキーを作りました。午後から卒業パーティーが始まりました。オープニングで加藤先生による「ひまわりの約束」「思い出のアルバム」の2曲の演奏がありました。児童たちも楽器を持って楽しんでいました。次に利用当初からの思い出の写真を見ながら、午前中に作ったクッキーをみんなで食べました。



「えー懐かしい」「小さかったね」等の声が多く聞かれ、思い出を振り返っていました。最後に在籍児童からのアルバムのご贈呈と激励の言葉を送り終了となりました。卒業される児童、在籍児童とともに最後まで笑顔で参加できました。ありがとうございました。

## 第8回卒業MUSICFEES

草笛共同作業所しずなみ作業場 職業指導員 日置勝

しずなみ作業場では、地域にて音楽活動されている学生の方々と卒業イベントとして、取り組み始めた「卒業LIVE」も今年で8回目となりました。

利用者の方も参加し易い事を考慮し、今年は久しぶりに草笛の会体育館をメイン会場として行いました。当日は、雨天となりましたが、菊川市長様をはじめ地域の小学生、中学生、高校生の出演者の方、キッチンカーやテントで出店者の方も集まって頂き、楽しいイベントになりました。

特に学生の方々は、新たなステージに進まれる事になり、新しいワールドへ向かわれる方も居られると思います。



言葉も文化も違う環境に身を置き、どこを目指すか何を目指すかで人生の選択肢は無限にあり、卒業をターニングポイントとして置いて頂く事で、今後の人生において何かにつかつた時に良い基準点になるようなイベントとして役に立つて頂ければ幸いです。

仲間たちも、いつもと違う人たちが、いつもと違う環境に身を置く事で、人生のあり方など幅広く捉えて頂けるようなイベントとして、今後も続けていければと思います。

イベントに協力して頂いた利用者の方、参加して頂いた出店者の皆様、そして地域の皆様、ご協力及びご参加いただきありがとうございます。

今後ともご理解の程、よろしくお願い致します。



## 令和5年度社会福祉法人草笛の会事業計画

### I. 事業方針

社会福祉法第3条には、社会福祉法法人におけるサービスの基本的理念として「個人の尊厳の保持」「自立支援」「良質なサービス提供」が明記されており、私たちが何をなすべきかを示している。また、第24条には、社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手として社会福祉事業の中心的な役割を果たし、「自主性」「サービスの質の向上」「事業運営の透明性」の確保を図らなければならないとされており、私たちの存在意義を示している。

こうしたことから、社会福祉法人草笛の会は、利用者の権利擁護意識をより一層強く持った障害福祉サービス事業運営を行い、利用者に対して、最善の価値をもたらすサービスの実現に向けた行動を確実に実施していく。また、社会福祉法人の社会的使命である地域社会に貢献すべく、地域社会で支援を必要としている人々に対する支援サービスの提供を行うと共に、地域における様々なニーズや課題に対応できる組織の成長を目指していく。

実行力のある組織は、自分たちで能動的に問題を発見し、解決しようとする強い現場をもっている。障害者福祉に携わる職員として利用者の人権尊重などの専門的な倫理観や価値観を一人一人が自覚し、実践に活かしていく現場力を高めていき、信頼される法人、事業所を目指す。

### II. 重点目標

#### 1. コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底が経営の基盤をなすことを強く認識し、障害福祉事業上求められるあらゆる法令、法人諸規程等の遵守はもとより、社会規範及び社会的良識に即した誠実かつ公正な事業を推進していく。

#### 2. 経営組織のガバナンスの強化

利用者及び地域社会の福祉ニーズに応え、法規制遵守はもとより、労働、安全衛生、人権、財務等の公正かつ透明性の高い適正な運営を確保し、長期持続的に障害者福祉サービスを提供していく。

#### 3. 安定した経営基盤の確立

- サービスの質の向上させるために、利用者から出される苦情や要望等を真摯に受け止めサービスの改善、組織の経営改善に活用するとともに、利用者の権利擁護やQOLの充実に努める。
- 利用者のニーズを的確に把握するとともに、地域への貢献、地域との連携を図りながらサービスの改善、リスク予防、新たなサービスの構築等に取り組む。
- 経営者層が組織の経営理念や方針を職員に徹底させ、課題やそれに対応する方策に応じて関係部署間の相互連携が図れる体制を構築する。
- 各事業所の稼働率を高め、効率的な人材配置に努めると共に、コスト及び財務の視点を持ち、サービス提供の創意工夫と経営努力を行う。
- 年度毎の決算について分析を行い、次年度以降の経営計画に反映させ、長期的なサービス事業展開を見通した財務計画及び予算管理を確実に行う。
- チームリーダーが経営を意識できるよう、予算管理、会計書類の見方、経営分析などを研修メニューに組み入れ、経営管理について学ぶ機会を提供する。

#### 4. サービスの質の向上

- 利用者の意思及び人格、権利を尊重し、一人ひとりの持っている力を引出しながら、社会自立や生きがいをもった充実した生活実現のために適切な支援に努める。
- 第三者による評価の受審を行い、外部の評価結果を活かしたサービスの改善を行う。
- ISO14001環境マネジメントシステムにより、業務の効率化等を図るシステムづくりを促進し更なるサービスの質の向上に努める。
- アセスメントに基づいた個別支援計画に基づき、個々のニーズに沿った質が高く専門的なサービスの提供に多職種協働で取り組む。

#### 5. 人材の確保と育成

- 深刻化する人材不足に対処するため、大学等との連携や訪問、採用説明会、実習生の積極的な受入れ等を実施し、多様な人材確保の方策を講じる。
- 外部専門家によるスーパーバイズを受けることにより、支援技術の向上や適切な知識の習得を図り、利用者の人権を尊重した質の高いサービスの提供を行う。
- キャリアパスを明確にし、階層ごとに期待する職員像を明示しながら、職員の適正な評価も含めた育成システムを構築し、職員育成の充実に努め、主体的、自立的な職員の育成を強化する。

体的、自立的な職員の育成を強化する。

- 職員の質の向上及び福祉サービスの質・量の向上の中心となるリーダー層の育成に取り組む。
- 年間研修計画に基づいて、内外の研修会に積極的に参加し、福祉従事者としての倫理観や、専門的知識の習得等、個々の職員のレベルアップを図る。
- OJT担当者や新任職員育成担当者(チューター)を有効活用しながら、人材育成の基本であるOJTの推進に取り組む。
- 働きやすい労働環境を整備するため、社会保険労務士と連携し、業務のあり方や効率化に向けて再点検をし、職員一人ひとりが達成感を実感できるよう努めるとともに、良好な人間関係やハラスメント防止対策等を構築する。

#### 6. めざす福祉サービス従事者像

- 利用者の権利を理解し、その擁護に邁進する。
- 利用者に対して、最善の価値をもたらすサービスの実現に向けて行動する。
- 確かな目標を持って業務に携わるプロフェッショナルな職業人としての姿勢を確立する。
- プロフェッショナルとして誇るべき成果、能力、技術を示す。
- ブランド力を持つ。
- 前向きな姿勢で自ら挑戦、成長する向上心を忘れることなく、更に職場の課題解決や業務改善にも率先して取り組む業務姿勢を確立する。

#### 7. リスクマネジメント体制の強化

- 新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルスをはじめとする感染症や食中毒の発生を防止するために予防策を徹底するとともに、マニュアルに基づき迅速かつ適正に対応できる体制を整備し、感染拡大の防止に努める。
- ヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを周知徹底し、万が一事故が起こった場合は、原因の究明及び是正処置、水平展開を行い、再発防止に努める。
- 地震、風水害、火災時の対応マニュアルの整備及び更新を行い、マニュアルを活用した各種災害対策訓練を地域と連携しながら継続的に実施する。
- 個人情報保護方針、情報管理規程及び特定個人情報取扱規程を順守し、個人情報の適正な管理を徹底する。

#### 8. 地域貢献活動の実施

- あらゆる事情により、一時的に障害者を支援することが困難になった家庭等に対し、当該家庭等における障害者の生活をサポートする。
- 地域の中で生活する障害児者に対して、日々の困りごとを気軽に相談できる窓口を設け障害児者の生活の安定に貢献する。
- こども食堂の運営を継続し、孤食の解決や地域コミュニティ機能も果たしていく。
- ひきこもり者等への中間的就労(心身の不調や長期ブランクなどの働きづらさを抱え、すぐに一般就労することが難しい方に、一定の配慮と支援を行う。)の場を保障し、不安を減らし自信を回復させることで、一般就労に繋げていく。

#### 9. 事業・設備整備事業

- 菊川寮Bユニットの建物は築40年を経過し老朽化が顕著である。また、完全個室の部屋構造となっていないとともに感染症発症時にゾーニングが十分実施できない構造となっていることから、安心・安全で心地よい生活の場を保障するための新たなBユニットの整備計画を立てる。

### III. 評議員会・理事会・監事監査の実施・開催

評議員会の開催

6月、3月に開催する。

理事会

6月、11月、3月に開催する。

監事監査の実施

・5月

・定期監査を10月、2月に実施する。

### IV. 負債償還事業の実施

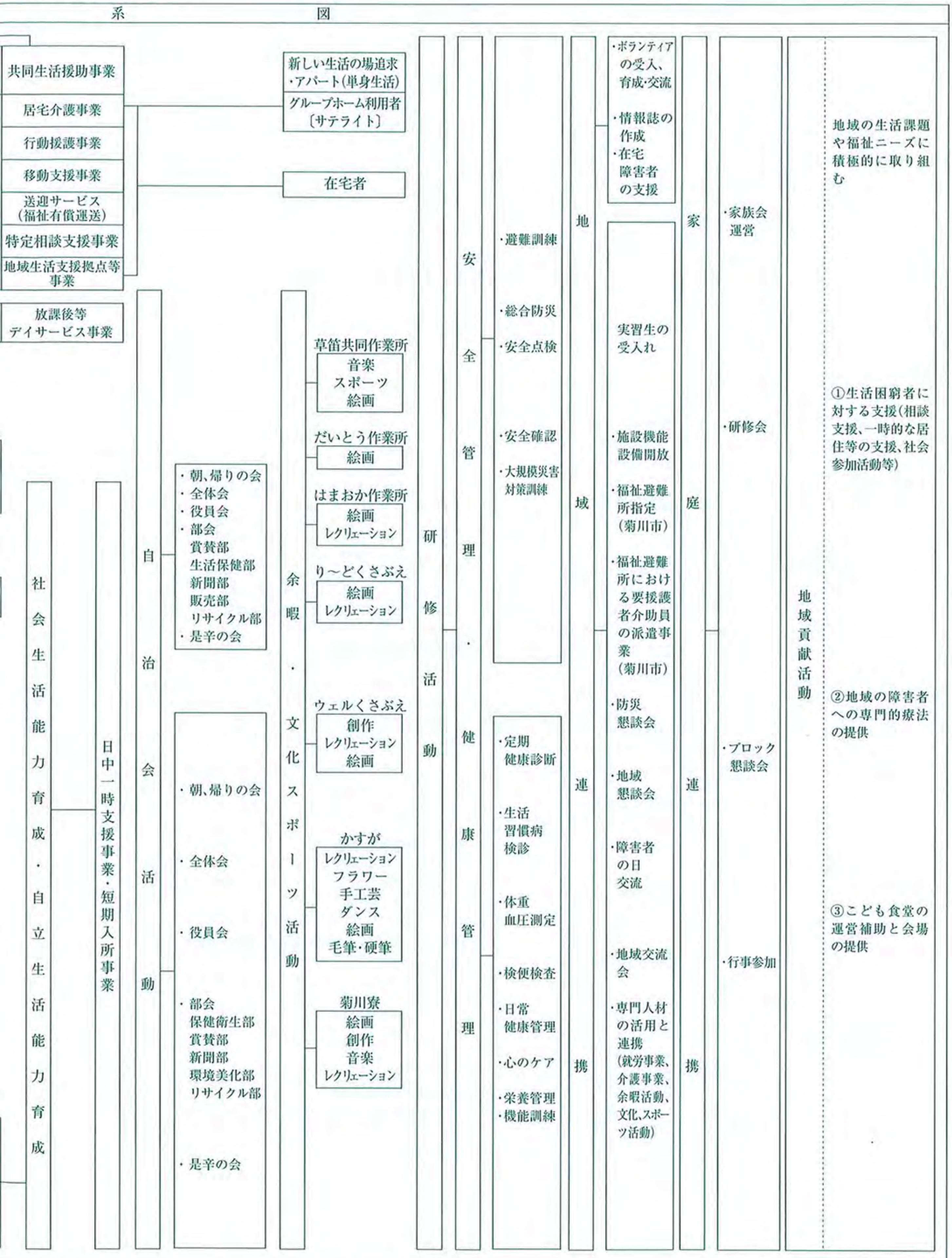
施設・設備整備事業資金確保のための借入金の元利償還金24,135,253円を独立行政法人福祉医療機構、島田掛川信用金庫小笠支店に対して支払う。

### V. 借地料の支払い

借地16,568.10㎡の借地料4,473,387円を15名の地主に支払う。



草笛の会事業体系図





体

**支援理念・論理綱領**

《支援理念》

- 知的障害者を中心として、様々な障害を有する利用者が働くことをはじめとする主体的活動を推し進める中で、自立した生活をめざす。
- 全ての利用者にとって、入所したら入りっぱなしというのではなく、可能な限り多面的な社会参加・進路選択をめざす。
- 施設内活動に止まらず積極的に地域との交流を保障し、利用者個々に応じた職場環境や家庭的生活の実現をめざす。
- 施設にあずけっぱなし、あずかりっぱなしにするのではなく、施設と家庭・地域との連携・協力を大切にを進める。
- 地域との交流を積極的に進め、地域に根ざした施設づくりをめざす。
- 何より利用者の発達の可能性を大切にし、科学的に統一した支援を進めるための自覚的な職員集団を確立する。

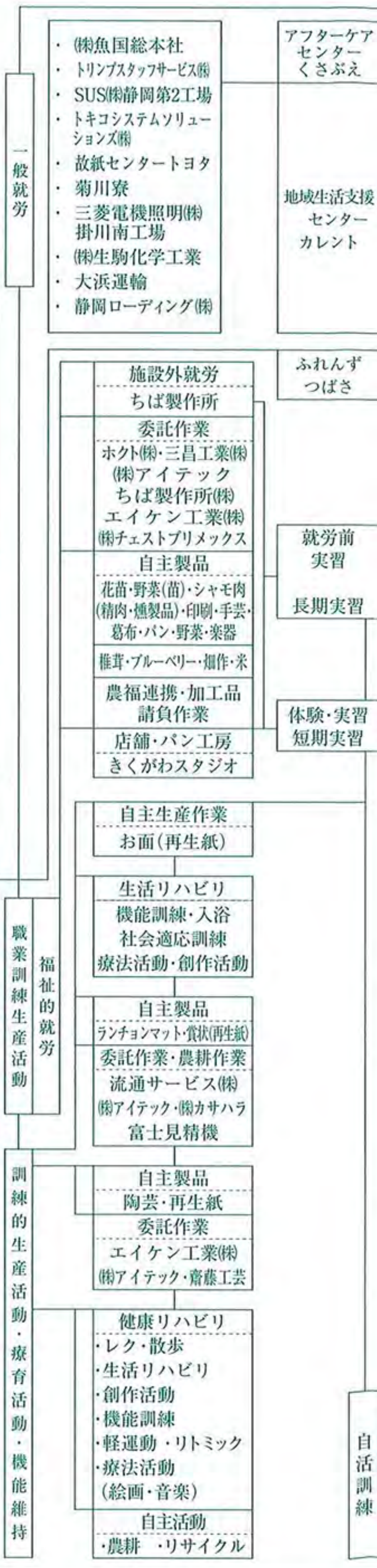
《倫理綱領》

前文

施設利用者が人間としての尊厳が守られ豊かな社会生活が送れるよう、支援することが私たちの責務である。そのため、私たちは支援者として、確固たる倫理観念をもって、各々の役割を自覚し、自らの使命を果たすものである。ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とする。

- 生命の尊厳**  
私たちは、施設利用者の一人ひとりを、かけがえのない存在として大切にする。
- 個人の尊重**  
私たちは、施設利用者の一人の人間としての個性、主体性、可能性を尊重する。
- 人権の擁護**  
私たちは、施設利用者に対する、差別、虐待等いかなる人権侵害も許さず、人としての権利を擁護する。
- 社会への参加**  
私たちは、施設利用者の年齢、障害の状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての社会生活が送れるよう支援し、最大限の幸福と便益を提供する。
- 専門的な支援**  
私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、知識、技術を高め、最大限の熱意をもってサービスを提供し、一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援する。
- 社会的背景と理念**  
法人設立の理念と社会的背景を常に自覚し、継続的支援に心掛ける。

種別	名称	定員	事業内容	
共同生活援助事業	若草の家	5	企業に就労したり、就労支援事業所・日中活動支援事業所に通う人達の日常生活上の相談に加えて、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行う。	
	春日の家	5		
	城山の家	7		
	カレントの家	10		
	つちはしの家1	6		
	つちはしの家2	4		
	コロボックルの家	4		
	おがさの家	5		
	ほんまちの家1	6		
	たかはしの家	5		
	おおぶちの家	9		
	ほんまちの家2	4		
	さくらの家	10		
はまのの家	10			
つばきの家	5			
小計		95		
特定相談支援事業			障害者(児)が快適に地域生活や社会生活を送ることができるよう、サービス等利用計画の作成を通し、きめ細やかな相談支援を行う。	
拠点等事業	地域生活支援センターカレント		障害者の重度化、高齢化や親亡きあとを見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制を地域全体で構築するための緊急時対応等の整備について地域全体で行う。	
居宅介護事業			居宅において入浴・排泄及び食事等の介護・調理・洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる支援。外出等の支援を行う。	
放課後等デイサービス事業	ふれんずつばさ		10	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立促進を支援する。
就労支援事業B型	草笛共同作業所	40	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な支援を効果的に行う。	
	しずなみ作業場	10		
	はまおか作業所	22		
	つばき作業場	12		
	だいたう作業所	14		
	池新田食肉加工場	6		
小計		124		
生活介護事業	ウェルくさぶえ	20	入浴や排泄、食事等の介助、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、利用者の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。	
	かすが	40		
	菊川寮	55		
	はまおか作業所	6		
小計		121		
施設入所支援事業	菊川寮	55	主に夜間において、入浴、排泄及び食事等の介助、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。	
	小計			55
合計		405		





## 環境活動への取組みへのご報告

草笛の会では、ISO 14001を取得し環境活動に取り組んで参りました。  
この度、第6-2回の定期維持審査があり指摘事項及び是正処置につきましてご報告させていただきます。



環境マネジメントシステム第6-2回定期維持審査結果について

審査日：令和5年1月11日、12日、13日

審査部門：ISO事務局、環境管理責任者、草笛共同作業所、だいとう作業所、菊川寮

審査結果：不適合0件、軽微な不適合3件、改善事項5件

◆軽微な不適合 3件◆

要求/規定事項	検出課題														
4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲の決定  4.3 環境マネジメントシステムの適用範囲          6.1.3 順守義務 9.1.2 順守評価	<p>1. 【環境管理責任者】 [客観的証拠]</p> <p>1) ISO14001 要求事項 規格の4.3では次の通り、規定している。 ・適用範囲が定めれば、その適用範囲の中にある組織の全て活動、製品及びサービスは、環境マネジメントシステムに含まれている必要がある。</p> <p>2) 組織の適用対象の事業所及び適用範囲 マニュアルでは、次のように規定している。 (1) 業 務：知的障害者のための就労支援及び生活支援の運営 (2) 対象者：職員・利用者及び常駐委託業者(トキワ)、下請業者 (3) 所在地： 就労支援事業所(就労継続支援事業B型) 草笛共同作業所 〒437-1521 静岡県菊川市上平川7-1 はまおか作業所 〒437-1604 静岡県御前崎市佐倉1046-1 はまおか作業所分場つばき作業場 〒436-1621 静岡県御前崎市御前崎3017-2 だいとう作業所 〒437-1424 静岡県掛川市浜野2551-1 生活支援事業所(生活介護事業) かすが 〒437-1521 静岡県菊川市上平川7-1 菊川寮 〒439-0022 静岡県菊川市東横地133 ウェルクさぶえ 〒437-1302 静岡県掛川市大淵4405-1 はまおか作業所 〒437-1604 静岡県御前崎市佐倉1046-1</p> <p>3) 上記2)の事業所の提供サービス ホームページでは、上記の事業所において、「就労継続支援事業B型」、「生活介護事業」以外に、次のサービスを提供することを規定している。 ・施設入所支援事業(菊川寮) ・短期入所(菊川寮) ・日中一時支援(草笛共同作業所、はまおか作業所 など)</p> <p>[所見] 当組織の適用範囲は、適用する事業所(作業所)で提供しているサービスの一部を適用しておらず、規格要求事項を満たしていない。</p> <p>2. 【環境管理責任者】</p> <p>1) 廃棄物処理法 以下の事項などを要求事項として定めている。 ・廃棄物の管理 ・委託処理契約 ・manifestoの管理・報告 など</p> <p>2) 法規制の特定状況 「環境法規制等一覧表」を用いて、上記1)に関する事項を次のように特定(当該所見では、一部抜粋して記述)しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">順守義務</th> <th style="width: 25%;">規制事項</th> <th style="width: 25%;">規制内容</th> <th style="width: 25%;">対象設備など</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃棄物処理法</td> <td>事業者の責務</td> <td>廃棄物の適正処理</td> <td rowspan="2">作業所など建築工事に 関する廃棄物</td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物 管理票の交付</td> <td>運搬受託者に対し、産業廃棄物管理票の 交付</td> </tr> <tr> <td>菊川市廃棄物の処理 及び清掃に関する条例</td> <td>産業廃棄物</td> <td>一般廃棄物の処理に支障がない範囲内で 市長が実情に応じて指定</td> <td>草笛共同作業所など</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例が、具体的にどのような産業廃棄物(例えば、下記3)にの「パンの製造からの廃棄物」)が該当するかについては、明確にされていない(一覧表の記述、責任者の回答など)。</p> <p>4) 草笛共同作業所から排出する産業廃棄物 次の廃棄物の発生がありますが、廃棄物処理法及び条例に対して、下記の①の運用が適切であることが、組織の責任者は明確にできなかった。</p> <p>① パンの製造(廃棄物処理法での基準と異なる運用) パンの製造に伴う、廃棄物は、食堂を委託している業者(産業廃棄物業者ではない)に、当該業者の産業廃棄物をあわせて処理を依頼している(manifestoはなし)。</p> <p>② 汚泥(廃棄物処理法の基づく運用) グリストラップから汚泥については、廃棄物処理法に基づく、契約、manifesto管理を行っている。*直近の処理：2022.12.14 処理委託(A表)</p> <p>[所見] 環境側面に適用を受ける順守義務が明確に特定されておらず、運用が適切であるかどうかについて、明確にされていないまま、順守評価では問題が無いと評価している。</p>	順守義務	規制事項	規制内容	対象設備など	廃棄物処理法	事業者の責務	廃棄物の適正処理	作業所など建築工事に 関する廃棄物	産業廃棄物 管理票の交付	運搬受託者に対し、産業廃棄物管理票の 交付	菊川市廃棄物の処理 及び清掃に関する条例	産業廃棄物	一般廃棄物の処理に支障がない範囲内で 市長が実情に応じて指定	草笛共同作業所など
順守義務	規制事項	規制内容	対象設備など												
廃棄物処理法	事業者の責務	廃棄物の適正処理	作業所など建築工事に 関する廃棄物												
	産業廃棄物 管理票の交付	運搬受託者に対し、産業廃棄物管理票の 交付													
菊川市廃棄物の処理 及び清掃に関する条例	産業廃棄物	一般廃棄物の処理に支障がない範囲内で 市長が実情に応じて指定	草笛共同作業所など												



6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定

3.【環境管理責任者】

[客観的証拠]

1) 規格要求事項

規格は次のことを規定しています。

① 環境目標

環境目標は、次の事項を満たさなければならない。

a) 環境方針と整合している。

② 環境方針

次の事項を満たす環境方針を確立し、実施、維持しなければならない。

b) 環境目標の設定のための枠組みを示す。

2) 法人の環境方針で、目標へ展開されていない事項

環境方針の目標のための枠組みとして、次の事項などを規定している。

○ 環境方針

3. 省資源、省エネルギーの推進

当会は事業活動を展開する中で、上水及び電力エネルギーの使用量の削減並びに廃棄物の分別を進め、リサイクルを推進します。

2) 環境目標

3) 環境目標は、「社会福祉法人草笛の会 環境目標及び達成計画一覧表」で設定している。

① 2022年の目標

上記2)に関する目標がない。

② 2021年目での目標

上記2)に関する目標を設定し、管理している。

③ 2022年の変更の背景

2021年のJSA-SOLの審査の「改善事項」を受けて、環境方針を変更しないで、電力削減などを維持管理とするという目標のみを変更している。

[所見]

環境目標は、環境方針(環境方針で規定している目標の枠組み)と整合しているという規格要求事項に対して、一部の項目が整合していない。

◆改善事項 5件◆

要求/規定事項	検出課題																									
6.1.2 環境側面	<p>1.【環境管理責任者】 [客観的証拠]</p> <p>1) ISO14001の要求事項</p> <p>① 6.1.2 環境側面 組織は、環境マネジメントシステムの定められた適用範囲の中で、ライフサイクルの視点を考慮し、組織活動、製品及びサービスについて、…(以下省略)</p> <p>② 活動、製品、サービスについて ISO14001の用語の定義では、規定していないが、製品、活動、サービスは次の通りである(尚、製品、サービスは、ISO9000の用語を参考に記述します)。 ・活動：製品及びサービスの提供を行う上で、必要なプロセスの関連する作業など。 ISO9000では、次のように定義しています。 ・プロジェクトにおいて、明確にされた作業の最小単位 ・製品：組織と顧客との間の処理・行為なしに生み出され得る、組織のアウトプット。</p> <p>2) 環境影響評価規定における活動、製品及びサービス</p> <p>① 手順：次のように定めています。</p> <p>1. 活動・サービス及び製品の分類 当会が管理できる環境側面及び当会が影響力を及ぼしうる環境側面を特定するために当会の活動、サービス及び製品を次表のように分類する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大分類</th> <th>小分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">活動</td> <td>法人事務局</td> <td>事務作業、給食</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">就労支援</td> <td>草笛共同作業所</td> <td>印刷、パン製造、委託作業、楽器の製造、事務作業、販売、生活</td> </tr> <tr> <td>はまおか作業所</td> <td>委託作業、アルミ缶回収、事務作業、除草・伐採作業</td> </tr> <tr> <td>だいたう作業所</td> <td>花の生産、養鶏、みかんの栽培、事務作業</td> </tr> <tr> <td>生活支援</td> <td>かすが、菊川寮 ウェルくさぶえ</td> <td>委託作業、生きがい活動、環境整備、生活、医務、療育活動、アルミ缶回収(菊川寮)、事務作業</td> </tr> <tr> <td>建設工事</td> <td>該当事業所</td> <td>既存建物の大規模修繕、建物の新築・増築</td> </tr> <tr> <td>サービス</td> <td colspan="2">作業活動、療育活動、生活支援、就労支援、地域との連携、防災活動</td> </tr> <tr> <td>製品</td> <td colspan="2">パン、花、みかん、軍鶏肉、楽器</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 環境側面抽出・環境影響評価の見直し ISO事務局は、年1回3月、定期的に環境側面の見直しを行う。また、以下のような当会の活動、サービス及び製品に関する環境側面に変化が生じた場合、環境側面の見直しを行い、常に最新のものとする。 (b) 福祉事業(サービス)及び製品の内容に変更、追加、廃止があった場合</p> <p>[所見] ISO14000などの規格要求事項での用語に合わせることは、規格要求ではないので、異なる定義で用いることについて全く問題はない。その場合には、関係者がより適切に理解でき、適切な運用できるように、用語の定義を明確にすることを検討すること。 今回の直接的対象としては、環境側面評価基準で用いている、「サービス」とホームページの事業案内で示している「事業内容」との関係により明確にすることに改善の余地がある。</p>	区分	大分類	小分類	活動	法人事務局	事務作業、給食	就労支援	草笛共同作業所	印刷、パン製造、委託作業、楽器の製造、事務作業、販売、生活	はまおか作業所	委託作業、アルミ缶回収、事務作業、除草・伐採作業	だいたう作業所	花の生産、養鶏、みかんの栽培、事務作業	生活支援	かすが、菊川寮 ウェルくさぶえ	委託作業、生きがい活動、環境整備、生活、医務、療育活動、アルミ缶回収(菊川寮)、事務作業	建設工事	該当事業所	既存建物の大規模修繕、建物の新築・増築	サービス	作業活動、療育活動、生活支援、就労支援、地域との連携、防災活動		製品	パン、花、みかん、軍鶏肉、楽器	
区分	大分類	小分類																								
活動	法人事務局	事務作業、給食																								
	就労支援	草笛共同作業所	印刷、パン製造、委託作業、楽器の製造、事務作業、販売、生活																							
		はまおか作業所	委託作業、アルミ缶回収、事務作業、除草・伐採作業																							
		だいたう作業所	花の生産、養鶏、みかんの栽培、事務作業																							
	生活支援	かすが、菊川寮 ウェルくさぶえ	委託作業、生きがい活動、環境整備、生活、医務、療育活動、アルミ缶回収(菊川寮)、事務作業																							
建設工事	該当事業所	既存建物の大規模修繕、建物の新築・増築																								
サービス	作業活動、療育活動、生活支援、就労支援、地域との連携、防災活動																									
製品	パン、花、みかん、軍鶏肉、楽器																									



6.1.3 順守義務	<p>2.【環境管理責任者】 [客観的証拠] 1) 環境側面:環境影響評価規定では、環境側面の対象となる活動として、次の事項なども定めています。 →草笛共同作業所:パンの製造 2) 順守義務:上記1)の「パン製造」に関連する、下記の法規制などは、「環境法規制等一覧表」には特定していない。 →*食品衛生法 *食品表示法 [所見] 環境関連の法規制として、どの範囲まで特定するかについては、組織の裁量だが、環境側面に関連した法規制の対象を狭い意味での「環境」に限定することなく、広く管理することで、関係者の理解を深め、継続的に適切な維持管理をするなどのために、改善の余地がある。</p>												
6.1.3 順守義務 9.1.2 順守評価	<p>3.【環境管理責任者】 [客観的証拠] 1) 一覧表で特定していない事項の法規制についての評価 次の法規制などについては、一覧表では特定していないが、評価記録では評価を行っている。 →*食品表示法 *水質汚濁法 2) 一覧表の内容と順守記録の評価内容 次の法規制では、一覧表で規定している項目と、順守記録に記載している項目とに記述レベルの差がある。</p> <table border="1" data-bbox="493 884 1822 964"> <thead> <tr> <th>順守義務</th> <th>一覧表(一部を記述)</th> <th>順守評価表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理法</td> <td>水銀使用製品産業廃棄物の規定 産業廃棄物の保管基準</td> <td>管理表に関する報告</td> </tr> </tbody> </table>	順守義務	一覧表(一部を記述)	順守評価表	廃棄物処理法	水銀使用製品産業廃棄物の規定 産業廃棄物の保管基準	管理表に関する報告						
順守義務	一覧表(一部を記述)	順守評価表											
廃棄物処理法	水銀使用製品産業廃棄物の規定 産業廃棄物の保管基準	管理表に関する報告											
6.2 環境目標及びそれを達成するための計画策定	<p>[所見] 環境推進員の方などを含め、関係者が、順守義務の要求事項及び順守状況をより適切に理解・監理・把握できるように、帳票の統一などを含め、管理方法に改善の余地がある。</p> <p>4.【環境管理責任者・環境事務局】 [客観的証拠] 1) 環境目標:目標は、以下の文章で設定しています。 *2022年度社会福祉法人草笛の会環境目標及び達成計画一覧表 2) 達成度が明確とは言い難い項目(例)の計画 以下の項目などにおいては、「目的」、「目標」、及び「実施事項」などでは達成度が明確になっているとは言い難い状況である。</p> <table border="1" data-bbox="493 1308 1822 1427"> <thead> <tr> <th>環境目的</th> <th>環境目標</th> <th>実施事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>環境配慮事業推進</td> <td>環境にやさしい製品の開発・導入及び推進を図る。</td> <td>①竹、葛を活用した製品の開発及び販売促進 ②リサイクル関連作業の導入及び推進</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 上記2)の管理状況 四半期ごとの委員会で、次のように進捗管理を行っているが、計画に対する達成状況の評価とはなっていない。 ①2022年4月～6月の報告 帳票:環境目的・目標、実施計画進捗状況報告書 実施状況の記述: ・竹炭を利用したパンがラインナップにあり、注文に応じて製造、販売を行っている。 パンのパンフレット配布を行った。 ・PC、スマホの普及により映像や音楽コンテンツの取得状況が変わり、CD・DVD市場は引き続き縮小傾向にある。現状は従来のCD・DVDに加え、放送局からの古いビデオテープ解体作業が入ってきている。</p> <p>[所見] 規格要求事項は、「測定可能である」ことを求めており、定量的な指標のみではなく、定性的な指標でも問題はない。上記の項目を「目標」として管理する場合は、達成度の評価ができるようにすること、「維持管理」とする場合は、「環境方針」の目標の枠組みとの整合性を図ることなどに改善の余地がある。</p>	環境目的	環境目標	実施事項	環境配慮事業推進	環境にやさしい製品の開発・導入及び推進を図る。	①竹、葛を活用した製品の開発及び販売促進 ②リサイクル関連作業の導入及び推進						
環境目的	環境目標	実施事項											
環境配慮事業推進	環境にやさしい製品の開発・導入及び推進を図る。	①竹、葛を活用した製品の開発及び販売促進 ②リサイクル関連作業の導入及び推進											
7.2 力量	<p>5.【菊川寮】 [客観的証拠] 1) 特定教育の計画(環境目標及び達成計画一覧表) 法人全体としての計画として、次の事項を定めている。 実施管理者:寛容推進者 教育内容:環境関連法規等に関する教育の継続的実施(時期:7月・10月・1月) 2) 菊川寮の特定教育 以下の教育を実施しています。 手順に基づいて、実施記録及び有効性の評価を行っています。 教育の有効性については、教育、訓練有効性評価を用いて、半年後に評価を実施している。</p> <table border="1" data-bbox="457 2220 1822 2427"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>項目</th> <th>実施記録</th> <th>有効性評価(反省)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月11日</td> <td>菊川市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の確認</td> <td>2022-7-11 教育内容、参加者を記録</td> <td>2023-01-06 習得度に関して、更なる改善が求められる。</td> </tr> <tr> <td>10月3日</td> <td>省エネ法に関する教育</td> <td>2022-10-03 教育内容、参加者を記録</td> <td>2023-04に予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 菊川寮が適用を受ける法規制 法規制一覧表では、次の法規制の適用を明確にしています。 *廃棄物処理法・及び条例 *フロン排出抑制法 *省エネ法 *浄化槽法 *高圧ガス保安法 *消防法 など [所見] 適用を受ける法規制について、各職員に対する理解などの期待を明確にし、計画的な教育及び期待に対しての有効性の評価を明確にすることに改善の余地がある。</p>	実施日	項目	実施記録	有効性評価(反省)	7月11日	菊川市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の確認	2022-7-11 教育内容、参加者を記録	2023-01-06 習得度に関して、更なる改善が求められる。	10月3日	省エネ法に関する教育	2022-10-03 教育内容、参加者を記録	2023-04に予定
実施日	項目	実施記録	有効性評価(反省)										
7月11日	菊川市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例の確認	2022-7-11 教育内容、参加者を記録	2023-01-06 習得度に関して、更なる改善が求められる。										
10月3日	省エネ法に関する教育	2022-10-03 教育内容、参加者を記録	2023-04に予定										



ご寄付ありがとうございました。

現金寄付(令和5年1月〜令和5年3月)

- ・元気サロン「おせっかいの会」 代表 落合岐良
- ・ミクニ労働組合
- ・わくわくスマイルクラブ 代表 宮下靖乃
- ・フジオーゼックス株式会社
- ・福草笛の会 後援会

(敬称略)

物品寄付(令和5年1月〜令和5年3月)

- ・カーブスしず鉄ストア菊川南店
- ・元気サロン「おせっかいの会」 代表 落合岐良

(敬称略)



ミクニ労働組合 様



元気サロン「おせっかいの会」様



後援会(令和5年1月〜令和5年3月)

- 大砂アンヘリカ、増田實、笠井屋鈴木佳子、江塚英史、(有)角皆テレビ商会、(株)富士ネーム、名古あい子、船木静江、鳴原良之、矢部康子、飯田みどり、佐野隆義、富田静洋、福満秀崇、河原崎富佐江、水島伸夫、平野将吾、榛葉久美子、宮城島祥多、落合宏氏、山田樹志、牧野宗平、幸田隆行、望月秀樹、(有)星光電化センター、酒井美子、紅林朱音、内藤玲、(有)大須賀ガスサービス、鈴木雅雄、坂部武、鈴木宏明、竹内晶、福田昇

(敬称略)

草笛の会后援会にご加入をお願いします

後援会費納入ありがとうございました。次年度も引き続きお願いいたします。

◎後援会会費 年間会費 1口 1,000円 何口でも結構です。

◎お問い合わせ 社会福祉法人草笛の会内後援会事務局まで  
TEL (0537) 73-4665(代)

◎振込先 社会福祉法人草笛の会后援会 会長 長谷川寛彦

- ・静岡銀行小笠支店 普通預金口座 No.015323
- ・島田掛川信用金庫小笠支店 普通預金口座 No.092951
- ・遠州夢咲農業協同組合小笠支店 普通預金口座 No.064522
- ・郵便振替 00870 - 8 - 21005





令和5年2月

1日(水) 特別支援学校実習生「草笛共同作業所1 / 30」2 / 3、地域医療研修「草笛共同作業所」、主任相談支援専門員研修【講師】 2日(木) 第三者評価報告会【だいたう作業所】 3日(金) 西部地区施設連絡会1月職員研修、給食協会 事例研究発表会・講演会、中堅職員研修 8日(水) 定期監査、研修委員会 9日(木) 東遠地域自立支援協議会調整会議 11日(土) 菊川市社会福祉大会 会長表彰及び式典 13日(月) ソーシャルワーク実習受入、社会福祉法人連携強化に向けた勉強会 14日(火) 静岡県障害者虐待防止・権利擁護研修【県・市町障害福祉担当職員/相談支援事業所職員コース分

令和5年3月

3日(金) 静岡県立農林環境専門職大学合同就職説明会 6日(月) 運営監視合議体 8日(水) 菊川市

社会福祉協議会理事会・共同募金会運営委員会 9日(木) 菊川社協みんなのしあわせ懇談会、令和5年度 障害者雇用納付金制度事務説明会、地域自立支援協議会調整会議 10日(金) 理事会 13日(月) 運営会議、地区施設連絡会職員研修会、西部地区施設連絡会施設長会 14日(火) 掛川特別支援学校御前崎分校G見学、静岡県知的障害者福祉協会会員総会 15日(水) 静岡県社会就労センター協議会総会、研修委員会 16日(木) 施設長補佐会議、救命講習、地域医療研修 17日(金) 東遠地域自立支援協議会くらし部会全体会議 20日(月) 新任職員オリエンテーション 21日(火) 新任職員オリエンテーション、サポーターズカレッジ【昼部】 22日(水) 新任職員オリエンテーション 23日(木) 東遠地域広域障害者計画等検証委員会、人権擁護委員会全体会議 24日(金) サポーターズカレッジ【夜部】 27日(月) 評議委員会 30日(木) 菊川市ボランティア、ISO推進委員会 31日(金) 職員全体会議

令和5年4月

1日(土) 辞令交付式 7日(金) 運営会議 8日(土) 電気設備年次点検(上平川地内計画停電) 12日(水) 地域医療研修 15日(土) 8日雨天時予備日 17日(月) 地域とつながる会 18日(火) サービス管理責任者ネットワーク会議 18日(火) 県知協文化芸術活動コーディネーター育成事業 21日(金) 施設長・補佐会議 21日(金) 東北福祉カレッジ強度行動障害支援者養成研修【基礎】 22日(土) 東北福祉カレッジ強度行動障害支援者養成研修【基礎・実践】 23日(日) 東北福祉カレッジ強度行動障害支援者養成研修【実践】 26日(水) 研修委員会 26日(水) ふるさと未来塾 岳洋中学校 27日(木) 静岡県知的障害者福祉協会会員総会 28日(金) 職員全体会議 29日(土) 家族会総会

就労継続支援事業 (B型) 草笛共同作業所 静岡県菊川市上平川7番地1 TEL0537-73-5239 FAX0537-73-2908

就労継続支援事業 (B型) り〜どくさぶえ 静岡県菊川市上平川76番地 TEL0537-25-6030 FAX0537-25-6063

就労継続支援事業 (B型) だいたう作業所 静岡県掛川市浜野2551番地1 TEL0537-72-7211 FAX0537-72-7212

就労継続支援事業 (B型) はまおか作業所 静岡県御前崎市佐倉1046番地1 TEL0537-85-6511 FAX0537-85-6512

生活介護事業 はまおか作業所 静岡県御前崎市佐倉1046番地1 TEL0537-85-1795

はまおか作業所(就労継続支援事業B型) つばき作業場 静岡県御前崎市御前崎3017番地2 TEL0548-63-5587 FAX0548-63-5587

生活介護事業 かすが 静岡県菊川市上平川7番地1 TEL0537-73-5580

生活介護事業・施設入所支援事業 菊川寮 静岡県菊川市東横地133番地 TEL0537-73-6202

生活介護事業 ウェルくさぶえ 静岡県掛川市大淵4405番地1 TEL0537-48-7977 FAX0537-48-3355

パン工房 ハーモニー 静岡県菊川市上平川7番地1 TEL0537-73-1220

放課後等デイサービス事業 ふれんずつばさ 静岡県菊川市上平川87番地1 TEL:0537-73-0151

地域生活支援センター カレント 静岡県菊川市上平川87番地1 TEL0537-73-4778 FAX0537-73-0127

グループホーム アフターケアセンターくさぶえ 静岡県菊川市上平川87番地1 TEL・FAX0537-73-0127

グループホーム 若草の家 静岡県菊川市上平川75番地3 TEL0537-73-6880

グループホーム 春日の家 静岡県菊川市上平川77番地3 TEL0537-73-6995

グループホーム コロポックルの家 静岡県菊川市上平川1185番地2 TEL0537-73-0120

グループホーム カレントの家 静岡県菊川市上平川212番地3 TEL0537-73-6001

グループホーム 城山の家 静岡県菊川市下平川2381番地 TEL0537-73-4931

グループホーム おがさの家 静岡県菊川市下平川841番地3 TEL0537-73-1224

グループホーム ほんまちの家1 静岡県菊川市下平川1527番地3 TEL0537-73-2540

グループホーム ほんまちの家2 静岡県菊川市下平川1588番地1 TEL:0537-73-0731

グループホーム たかはしの家 静岡県菊川市高橋2860番地1 TEL0537-73-1767

グループホーム つちはしの家1・2 静岡県菊川市土橋322番地1 TEL0537-36-2574

グループホーム おおぶちの家 静岡県掛川市大淵10308番地1 TEL0537-48-6072

グループホーム はまのの家 静岡県掛川市浜野2549番地 TEL0537-72-2550

グループホーム さくらの家 静岡県御前崎市佐倉1046番地1 TEL0537-86-7110

グループホーム つばきの家 静岡県御前崎市御前崎3017番地8 TEL0548-63-5811